



陪審裁判

18

発行 陪審裁判を考える会

RESEARCH GROUP ON JURY TRIAL

2007年5月

吹き飛んだ懸念

飯室勝彦 中京大学

「素人は議論に慣れていないから法律専門家に引きずられるだろう」「市民の量刑は厳しい」―模擬裁判員劇を体験して、そんな懸念は吹き飛んだ。裁判員たちは活発に議論し、多様な意見が出た。プロの裁判官の方がかえって「世間の常識」とらわれているのではないか、という印象さえ受けた。

二〇〇六年一〇月二十九日、名古屋市内の愛知大学車道校舎コンベンションホール。「市民の裁判員制度めざす会」主催の「裁判員体験会」にはざっと二〇〇人が集まった。

集会参加者とは別に募集した裁判員体験者の応募者も殺到し、九組の裁判員が出来上がった。舞台上、起訴状朗読、検察、弁護側双方の冒頭陳述、証人調べ、論告求刑、弁論などが行われた後、数ヶ

月前に定年退官した元判事が裁判長、二人の現役判事が陪席裁判官を務め、六人の市民が裁判員として舞台上で公開評議した。他に弁護士、司法書士ら各一人が裁判官役を務める八つの裁判員が別室で評議し結果を会場で紹介した。こちらの裁判員は四人のグループと六人のグループ。筆者は法曹ではないが、市民四人の裁判員の裁判官役をまかせられた。

題材は、若い大工が酒に酔って乗用車を運転し帰宅途中、医学生をはねて死なせたという危険運転致死事件。脚本は、新潟大学、鯉越滋弘教授のゼミの原作に「つくる会」で若干手を加えた。

あらずじは―脳卒中で倒れた被告人の母親は寝たきりで、痴呆の症状もある。昼間は小さな子供を抱えた妻が世話しているが、夜間は疲れているので仕事から

帰った被告人が介護している。母親は昼間もしばしば被告人の名を呼び続けて騒ぐ。

事故当日、仕事帰りに居酒屋で同僚に愚痴をこぼしているうちに大瓶のビールを六本も飲んでしまった。そこへ妻から「お母さんが騒いでいる」と帰宅を促す電話があったが、タクシーが拾えずに自分の車で帰途についてしまった。深く反省して「今後決して運転しない」と誓っている。

被害者は離島で診療所を経営する父親を継ごうと医学部に入学したばかり。「離島の人たちの命と健康を守る後継者ができた」と喜んでいた父親の被害感情は極めて厳しい。被告人が自賠責保険で出る九〇〇〇万円の賠償金に加え、貯金をすべてはたいたいうえ娘の学資保険を解約し

てひねり出した計五〇〇万円を見舞金として提供すると申し出たものの拒否して被告人に会おうともしない。

起訴事実には争いはなく裁判員に求められたのは量刑決定である。危険運転致死罪の法定刑は一年以上二〇年以下の懲役、求刑は懲役六年。過去の裁判例に照らすと刑の執行を猶予するかどうかで議論が分かれることが予想された。裁判劇では、そのあたりを意識したのか、被告人が刑務所に入ると小さな子供を抱えた家族の生活基盤が失われること、妻が家計を支えなければならぬので被告と妻が協力することでやっと切り抜けてきた母親の介護にゆき詰まることなどが強調された。

いわば汲むべき情状と被害者感情、事故で失われた被害者の有望な前途、厳しい被害者感情の調整が注目点だ。公開評議グループの第一回投票では、懲役五年（一人）、同四年六月（一人）、同四年（三人）、同三年六月（一人）、同三年・執行猶予五年（三人（次面へ続く）

・いずれも市民)に分かれた。評議で意見を交える人も出て最終的には多数決で懲役三年六月の実刑に落ち着いた。

これで分かる通り市民の意見はバラエティに富んでいた。裁判官の中に執行猶予を主張する人はなく、逆に三年六月が「相場」であることを強調したり、「医学生が被害者だから賠償金が九〇〇〇万では少なすぎる」ということを刑の加重理由にあげた人もいた。結論の三年六月を重すぎるといふ裁判官はいなかった。結果の重大性を重視するのだろうか、このあたりがプロの「常識」のようだ。

別室協議の裁判体の量刑も公開評議組の最初の意見とほぼ同じ水準でばらつきが出た。こちらは法曹は一人しか加わっていないので結論は市民の意見によって出たと言えるが、厳しい市民もいれば被告に同情的な人もいた。

わが裁判体の市民は、最初、懲役三年が三人、同一年が一人だった。一年説の女性は「被告人はタクシーが拾えないのでためらった末に自分の車で帰って事故を起こした。刑務所に入れられれば家族も路頭に迷うし、母親の介護もできない。本当は執行猶予にしたいけど人を死なせた事実は重いので軽い実刑を選んだ」と述べた。

すると、それを聞いた三年説の一人が

「そういう考えもあるのか。私は三年で執行猶予付きと考えていたが……。」と考え込み、「よし、二年の実刑」と意見を変えた。残る三年説のうちの一人は実刑、もう一人は五年の執行猶予だった。その後、執行猶予を主張していた裁判員は三年の実刑に変わり、結局、一年の実刑、二年の実刑、三年の実刑(二人)となった。これでは筆者の投票が決定的意味を持つてしまうので投票を避け、徹底的に議論を尽くしてもらうことにした。主な意見を紹介しよう。

「人の死という結果の重大性を考えると、被告人の情状を過大に考慮して量刑に反映させるべきではない」

「量刑決定について、被害者の将来性、職業などを加味するのは命の差別にならないか。路上生活者をはねた場合は相対的に軽くなるのか」

「そうは言っても被害者のことを考慮しないのは現実的ではない」

「被告人はタクシー探しをたった一〇分であきらめている。それに朝、家を出る前、妻に『今日は飲んでくる』と告げている。勤務先までの公共交通機関の便が悪いとはいうものの、飲酒運転が悪いと思っていれば車で出かけないはずだ。タクシーを探したのはポーズに過ぎず、はじめから運転して帰るつもりだったの

ではないか」

「危険運転致死事件と言えるほど悪質と言えるか。業務上過失致死で十分ではないか」

裁判員による多種多様な意見のキャッチボールが続いた。議論を尽くせば一致点が見つかりそうだったが与えられた時間は一時間とあつて、あえて評議不成立とした。

実は途中で分かったのだが「公務員」と名乗っていた若い裁判員は警察官だった。それも交通事故の捜査を担当している。法律では警察官は裁判員になれないが、あえてそのまま務めてもらった。この種の事件に対する警官の反応を知りたかったからである。「被害者の将来性を重視しすぎると命の差別になる」と言ったのは彼である。量刑ははじめから「三年の実刑」を維持した。

筆者が注目したのは我が裁判体の中で最も重い刑を主張したのが警官だった、という事実ではない。日頃、多くの交通事故現場を目にしており、事故の悲惨さを十分認識しているはずの交通捜査官の量刑が、職業裁判官より軽かったことである。

ここ数年、酒酔い運転に対する社会の感情は極めて厳しい。裁判の判決もそれに応じて重くなっている。裁判官の間に、

世論に気兼ねして軽い刑を言い渡しにくい雰囲気があるように見える。

しかし、市民はそんな社会感情から案外、自由だった。過去の裁判例を簡単にまとめた資料を配ったが、事件にはそれぞれ個性があり、前例に頼りすぎるのは危険だと、一読してたちまち見抜いた。警官でさえも被告人に有利な情状を積極的に指摘した。「市民にまかせて大丈夫。法律の専門家がリードするのはかえって危険」というのが、私の最終的な感想である。(いひむろ・かつひこ)

夏合宿報告

二〇〇六年の夏合宿は横浜市開港記念会館において、八月五・六日と二日にわたり開催されました。初日は一階一号室で「身近な司法を求めてービデオを見て裁判員制度を考えよう」という公開シンポが午後一時半から始まり、四時四十分から「司法への市民参加をめぐる課題」という公開学習会が続き、七時から近くの会場で懇親会が開かれました。公開シンポ(三面)と公開学習会(八面)について報告します。第二日には二階七号室で、例年のように報告が行われました。各報告の要旨を、七面にまとめました。

夏合宿報告 公開シンポジウム

「身近な司法を求めて」 ビデオを見て裁判員制度を考えよう 報告要旨

公開シンポジウムの開始は午後二時四五分だったが、これに先立ち午前十時半から、プレイベントとして、映画「運命の逆転」が上映された。休憩の後、午後一時半から「評議」が上映され、続いてパネリスト報告が行われた。以下にその内容を簡単に要約する(文責・黒沢香)。

より良い評議、より良い判決を求めて

森野俊彦 大阪高裁判事

わが国でも、市民が裁判に関わるほうがよい。また市民に、もっと裁判に関心をもつてほしいと考え、お役に立てば、このシンポに参加した。

裁判員制度の導入については、必ずしも刑事裁判に問題があると、裁判所が考えているわけではないことを理解しておく必要がある。さまざまな市民団体の運動の結果ということでもないように思う。しかし、より良い裁判を実現して行く上で、絶好の機会ではないだろうか。

評議については、裁判官の影響が強すぎるとの心配が少なくないが、参加する市民の側も、専門家にするものぞと

いった心意気で、裁判官も説得するとか言い含めるといふ立場でなく、謙虚に話を聞くというのでよいだろうと思う。

量刑についても、参考資料とか統計資料を用意するという考え方が比較的強いようであるが、それでよいのかどうか考える必要があるように思う。

いま見たビデオであるが、裁判官の間では一般に好評なようである。裁判官の意見が活発に出たし、裁判長もやさしくてよい。殺意の説明も分かりやすいように思う。しかし執行猶予にしやすい「予定調和的な」ストーリーでもある。

判決はどうなるのかという問題もある。判決書は裁判官が書くことになっていくが、裁判官が自分の意見を書いてほしいと主張したとき、少数意見をどのように反映すべきかということが出てきたとき、どうすればよいか。まだまだ難しい問題がたくさんあるように思う。

陪審制度、検察審査会、裁判員制度

福来寛 カリフォルニア大学教授

一般市民が刑事司法に関与すると、どんな影響があるのか研究したいと考え

た。米国には陪審制があり一般市民が司法制度に関与している。日本ではそういうものがないと思われているが、じつは検察審査会がある。昭和二十三年に導入され、それから約六十年の歴史がある。

検察審査員は一般市民十一人が、検察庁の不起訴処分について審査する。不起訴処分は無罪が確定することを意味するから重要な決定である。そういう意味で、ひよつとしたら裁判員制度よりも社会的に重要な意味をもつ制度かもしれない。

今回、十一の県の検察審査協会の協力で、経験者二二九人の回答を得ることができた。司法参加への意欲であるとか、勤務への障害、これから始まる裁判員制度に関する意見などを質問した。また比較のため、米国のテキサス州ダラスで約千人の陪審経験者に同じ質問に答えてもらった。同時に、司法参加の経験がない人たちと比べるため、日米の大学生たちにも同じアンケートに回答を依頼した。

結果を見ると、検察審査会を経験してよかったとほぼ全員が答えていたし、市民が司法に参加する審査会制度を良いと考えるのも九十%を超えた。はじめは審査員になりたくなかったという回答は四二%だが、もう一度やってもよいと思う人が七十%。評議は的を射て適切になされていたと約九十%が考え、検察官も

参加していたほうが良かったと思うのは五八%であった。九三%くらいが守秘義務は良い規則と考え、起訴相当の決議に対し検察官の説明を義務づける法改正では、九五%が説明を必要と考えていた。

全体的な結果をまとめれば、刑事司法に関与した日米の経験者たちの司法参加への考え方や刑事司法の評価は肯定的であった。裁判員制度も、参加者がもう一度参加してもよいと考えるような制度を作り上げていくことが重要と思われる。

より多くの人に参加してもらうために

飯室勝彦 中京大学教授

今の学生たちは社会的な関心が低く、裁判員制度には関心がないし、関心がある学生でも自信がなく、そんなこと、できるかなあという感じだが、先ほどのビデオを大学で見せたところ、こういうことなら自分たちにもできるかなという学生がたくさん出てきた。法律の問題もかみ砕いて分かるようにすれば、市民もきちんと参加できるという印象をもった。

個人的な感想を言えば、あのビデオには二つほど違和感をもったところがある。一つはナイフの持ち方である。とっさに飛び出すとき、利き手でなく手で持たさうか。最初に殺意がなく、後にあつたというストーリーを作るためだろうが、ちよつと不自然。それ(八面に続く)

検察審査会議決でのジュリー・ナリフィケーションのすすめ 国民司法参加による社会変革と意識改革を模索する

福来 寛

カリフォルニア大学

裁判員法と同時に新しい検察審査会法

が二〇〇九年五月までに施行される。検

察審査会は検察の「不起訴」処分につい

て、一般市民が再調査を行う制度である。

二〇〇四年に検察審査会法が改正され、
検察が不起訴に処した同一の刑事事件に
おいて、起訴相当と二回議決された場合
は必ず起訴されることとなり、審査会の
評決に法的拘束力が付されることになっ
た。

従来は、政府高官、司法官僚などいわ
ゆる「社会的強者」に関わる不祥事事件
での検察審査会の起訴を促す議決は、検
察によって再度不起訴処分になるケース
がほとんどであった⁽¹⁾。これらの社会・
政治的不祥事事件の審議において、一般
市民感覚による国家権力に対抗する議
決、いわゆるジュリー・ナリフィケーシ
ョンをこれからの検察審査会に求めた
い。国家権力を評価し場合によってはそ
れに対抗することは、国民主権のもとで
の本来の司法参加を意味するからであ
る。そして狭義的な法的判断を超越した
社会正義感や公平性に基づく一般市民の
判断は、意識改革や社会変革を促す可能

性を生むからである。

歴史的なボストン・ティーパーティー
裁判、逃避奴隷援助裁判、最近では反イ
ラク戦争市民運動裁判での自ら違法行為

関与を認める米国一般市民に対し、陪審
員は人道的、社会的倫理観に基づく無罪
評決を出した⁽²⁾。日本の検察審査会は検

察の不起訴処分の再調査であり米国陪審
の対象事件と異なる。しかし一般市民の
社会的感覚を反映する可能性を持ち法的
拘束力を有する検察審査員の評決は、国
家権力に対する国民の意識の影響力を探
る大切な判断材料となるであろう。

昭和二三年十月に施行された検察審査
会法は六十年近く歴史があり、すでに約
五十万人の国民が検察審査員として司法

参加してきた。しかし市民の過半数が検
察審査会制度の存在すら知らず、その社
会的認識度は非常に低い。一九九〇年に

二十歳以上の市民を対象にした内閣府の
全国調査では、78.4%が検察審査会
の名前を見たり聞いたりしたことがなく
(3)、認識した市民でも66.3%がどの
ような人たちが審査員になるのか知らな
いと答えている⁽⁴⁾。長崎県では検察審査

会の召喚状を受け取った女性が起訴され
たと勘違い、パニックを起こして自殺し
たケースまである⁽⁵⁾。

社会的認識度が非常に低い国民司法参
加制度ではあるが、実際に扱ったケース
には重大な社会問題に関わった事件が少
なくない。例えば、サリドマイド薬禍事

件、水俣病事件、心臓移植事件、ロッキ
ード事件、葉害エイズ事件、最近では橋
本龍太郎元首相や山崎拓自民党幹事長に
関わる不正献金事件、明石歩道橋死傷事
件、「日の丸・君が代」拒否で教師を懲
戒処分にした石原慎太郎東京都知事の職
権乱用事件がある。山崎拓不正献金事件

では東京検察審査会は起訴相当を決議、
明石歩道橋死傷事件では神戸検察審査会
が起訴相当を二度決議したが検察は再調
査後、検察審査会の議決を拒否し不起訴

処分している。石原都知事の職権乱用
事件では、検察審査会は検察の不起訴は
相当であると判断したが、知事の権限乱
用の可能性に対し警鐘を鳴らしている。

検察審査会議決には創設当初から法的
強制力が与えられず、司法当局者も市民
にそのような権限を持たせることを望ま

なかつた⁽⁶⁾。戦後の天皇主権から国民主

(1)最近の明石歩道橋死傷事件で責任を問わ
れた明石警察署長・副署長や政治献金法違
法に問われた山崎拓・元自民党幹事長につ
いては検察審査会が「起訴相当」議決を出
したにもかかわらず、検察は不起訴処分

している。1949年から2000年まで
に134,577件の申し立てがあり、起
訴相当と不起訴不当の議決は16,216
件(12.1%)で、検察官が議決に
応じて起訴した総数は僅か1,111件
(7.0%)であった。検察審査会の議決に
は法的拘束力が付されておらず、以前から
問題とされていた。

(2)反イラク戦争に関わるSt. Patrick's
Four裁判の詳細についてはホームページ
(www.stpatricksfour.org)を参照。

(3)「検察審査会制度に関する世論調
査」内閣府政府広報室(19990)
(http://www8.cao.go.jp/survey/s58/
S58-10-58-12.html)を参照。

(4)同上
(5)篠倉満「知っていますか検察審査会」書
齋の窓133:6(1999)。

(6)出討義夫「検察の面で見えた刑事訴訟法
の25年」ジュリスト551(1974)
12「GHQから検事正の選挙制を示され
て、驚いて代案として作った検察審査会法
は、日本の風土から生まれたものではない
から、育つ筈はないと思っていたが、率直
にいつて廃止したほうがよい」。

権に変わった一連の司法改革の流れの中

でも、官僚による司法統治組織に変化はほとんどなく、最終的に「官」が最終司法決定権を持つという図式が踏襲された

(7)。戦後すぐの昭和二十二年、検察の独占

裁量権を抑制し検察制度の民主化を促進するため、連合司令部は国民が直接的に

検察官を選挙任命する検察官公選制度と市民が直接起訴決定に関与する大陪審制

度の創設を日本政府に要求した。しかし当時の法務庁（現在の法務省）は国民の

司法参加を極力抑制し、検察官公選制度と起訴大陪審制度に代わるものとして、

検察官適格審査制度と検察審査会を提案した。そして検察審査会法はすぐさま翌

年の昭和二十三年三月に国会提出され、同年七月五日に可決成立、その後同月十二

日に施行された。陪審裁判を考える会の発足メンバーである篠倉満熊本大学教授

は、日本の検察審査会はアメリカの大陪審を「骨抜き」にして作られた制度であると断じている(8)。

戦後に幾度ともなく検察審査会の決議に拘束力を持たすべきだという検察審査

会経験者や実務家の要望があつたが実現されることはなかった。一九九九年に発

足した司法制度改革審議会で再び提案され、二〇〇一年に提案書を実現するため

の検討会での協議の結果、検察審査会の

決議に、ある一定の法的拘束力を付することが始めて決定したのである。

ジュリー・ナリフィケーションのすすめ
米陪審制度で国家権力に対する一般

市民のチェック権限を行使する手段として、ジュリー・ナリフィケーションがあ

る(9)。一般人が法的判断を超えて、市民的感覚や社会的正義感の自由な発現に基

づく評決を言う。世界で多くの国が陪審制度を導入しているが、発足当時から国

家権力抑制のチェック機能が導入されている典型的な市民司法参加制度はアメリ

カ陪審の特徴である。過酷な植民地政策を押し進めるイギリス帝国に抗議したボ

ストン・テイパーテイ裁判の被告人への米陪審の無罪評決、北部やカナダ

へ逃避する南部奴隷を助けた被告人への北部陪審の無罪評決、ベトナム戦争で停

戦中にハノイ病院等に爆撃した政府に実力抗議した反戦学生や活動家への無罪評

決、近年ではイラク戦争に反対し連邦政府建物で自らの血を散布した4人の反戦

牧師への無罪評決など、被告自身が「違法行為」を認めたケースでの陪審のジュ

リー・ナリフィケーションは記憶に新しい(10)。これらの一般人の自由な発想と正

義感や社会的倫理観に基づく評決はアメリカ陪審制度の根底に今なお息づいてい

る。そして一般人の国家権力へのチェッ

ク権限の社会的効用を象徴づけている。

今回の検察審査法改正により、初めて一般市民による決議が刑事事件で法的拘束力を持つに至った。一度目の起訴相

当議決後、検察官の説明義務や審査補助員の弁護士サポートが認められたが、

「官」の説得や、いわゆる「ヤメ検」弁護士が関与する可能性など、一般市民の

検察審査員の独立評決権限を侵食する可能性は残っている。同時に、重大な社会

問題において、一般人が持つ社会常識や倫理観に則って評決する機会が、これか

らさらに増えていく可能性も大きい。八十年代後半に起こった政府による共

産党員の不法な盗聴事件で、検察審査会は政府関係者に対し起訴相当の議決を出

したが検察は再調査のうえ不起訴処分にしていく。さらに近年の個人情報保護法

に関わる政府監視体制の強化に伴い、国家権力による同様な問題が再燃する可

能性は大きい。社会理念に基づく検察審査会の議決は、これから一般市民の司法当

局へのチェック機能として、さらに重要な社会的意味を持つことになるであ

らう。明石歩道橋事件の犠牲者の家族は二度の検察の不起訴処分決定に対し、検察

審査会法の改正施行後の二〇〇九年五月以降に三度目の神戸検察審査会への申し

立てすることを発表した(11)。

まとめ

社会的強者、特に政府官僚への検察チエック権が行使されにくい現在の状況において、「社会的強者」への狭義な法的判

断を超えた検察審査会の「起訴相当」の議決は、社会変革を促す大きな可能性を

もつ。米陪審の伝統的なジュリー・ナリフィケーションの行使は大きな社会変

革を生み、これからも法的強制力を持つ大きな市民の権限として認識されていく

であろう。日本でも統治の中核を担ってきた官僚組織に対する市民の良識に則つ

た重要な社会的意義を持つことになる。そのためにも検察審査協会への働きかけ

や検察審査会制度の重要性について、さらなる啓発活動を続けねばならない。陪

審裁判を考える会の広報・啓発活動に関わる役割もさらに重要になっていくこと

になるだろう。(ふくらい・ひろし)

(7) 「官」による法的最終決定権の堅持は、今回の裁判員制度でも同じで、元来無罪評決は刑事事件での法的最終権 (legal finality) が米陪審制度では保証されているが、裁判員法ではその控訴が認められており、最終的判断は裁判所にあるとしている。

(8) 篠倉満「大陪審制度採用の提案」『熊本法学』第83号所収。

(脚注は七面へ続く)

佐伯千仞先生のこと

四宮 啓 早稲田大学・弁護士

佐伯千仞先生は、陪審裁判を考える会の、文字通り大黒柱であられた。陪審裁判と刑事裁判の歴史、理論、実務、そして運動に至るまで、すべてを知り尽くしておられ、あらゆる分野で考える会を牽引してくださった。先生の知識はもちろん海外に及び、考える会が一九九三年に呼び出したアメリカ人弁護士シエリル・レオナードさんと、英語でアメリカの陪審制度を巡る判例について議論しておられたお姿を思い出す。

国民の司法参加に関する先生のお考えは明瞭であった。「わが国が直面している問題は、陪審制導入の是非とか、陪審か参審かというような問題ではない。陪審問題の今日的課題は、厳存しながら戦後不当に施行停止のまま放置されてきた陪審法に戦後大きく変わったわが国の裁判制度や刑事訴訟法と調和するような修正を加えた上で、それを現在のわが国の司法制度、刑事裁判の組織の中にならかに再導入するように努力すること」というものであった。

陪審制度の復活がもたらす変革には多くのことがあるが、先生は特に二つのこ

とを強調しておられた。一つは、証拠法のあり方の変革である。先生が、旧刑法、戦時刑事特別法、戦後の刑事応急措置法、現行刑法のご研究によって、日本の刑事裁判の構造的問題点のDNAが

戦時刑事特別法にあることを論証されたことは周知のとおりである。先生は戦時刑事特別法が奪っていった数々の公平な制度を、陪審制度の復活によって呼び戻そうとされた。とりわけ陪審が導入されれば、証拠能力を判断する裁判官と、証拠能力ありとされた証拠の証明力について判断する人を別人とすることが実現する、ということを強調されていた。

もう一つは、陪審の導入によって、警察や検事の捜査、公判活動が慎重になるということであった。先生は、大正陪審法について、次のように指摘しておられた。「陪審法の影響で検事や警察官の犯罪捜査や公訴提起のやり方が、それ以前よりも慎重に行われるようになったという効果を生んでいるということ」、「陪審裁判の復活を誤判問題の解消のためとする意見もあるが、その本当の効果はむしろこの点にあるように思われる」（陪審

法は死んだのか『陪審裁判の復活』（第一法規、平成八年）四十一頁）。実は、陪審法が貴族院で議論された折、弁護士で貴族院議員でもあった花井卓蔵も同旨の演説をしている。

司法制度改革における国民の刑事裁判への参加は、残念ながら先生のご主張とは異なり、陪審法の修正・復活ではなく、新しい裁判員制度という道を選んだ。二年後に施行される新しい裁判員法は、先生のご指摘にどう応えるだろうか。

証拠法との関係については、証拠能力を判断するのは裁判官だけだが、その裁判官は、裁判員と一緒に証明力も判断することになった。その意味では証拠能力と証明力の判断者の完全な分離は実現しなかった。しかし、証拠能力の有無とは無関心に、証明力だけを判断する裁判員が加わったことは、先生のご指摘が半分は実現したとはいえないか。

陪審が捜査、公訴提起に与える影響については、直接の法改正は行われなかった。しかしそれは大正陪審法についても同様で、先生が強調されたのは、むしろ陪審制度の波及的効果であっただろう。

その意味では、裁判員制度の波及的効果も、施行前から少しずつ現れ始めている。取調べ状況の録画、調書のあり方の変革など、いずれも不十分ではあるが、先生のご指摘にある「本当の効果」の萌芽と考えることはできないか。施行に向け、さらに現実に施行された後に、この芽が大きく葉を拡げていくことを期待したい。

先生に最後にお目にかかったのは、二〇〇三年二月であった。先生は、裁判員制度について、「国民を『招かれざる客』にしてはなりません。自分たちが仕事をしたいと思えるような仕組みにしなければならなりません」とおっしゃった。「入れてやる」という制度であってはならないとおっしゃった。

また、先生は、「裁判が俺たちの裁判だと自覚できるものにするのが大切です。そうならば、国民が頼もしくなるんです。借り物の民主主義ではなくなるんです。大正時代の国民はそうでした。」とお顔を綻ばされた。そこには国民への厚い信頼があった。

二〇〇九年五月までに始まる裁判員制度——真に国民主役の制度へと育てるところこそ、佐伯先生のご期待にお応えする道であろう。合掌（しのみや・さとる）
（佐伯千仞先生は二〇〇六年九月一日に、ご逝去されました。編集担当）

矢口洪一・元最高 裁判所長官をしのぶ

滝田清暉 事務局・弁理士

二〇〇六年七月二五日、矢口洪一・第
十一代最高裁判所長官が逝った。告別式
には、町田最高裁長官（当時）ご夫妻を
はじめ、歴代の最高裁長官が参列した。

矢口さんには、もうすぐ八十歳とい
うときだったと思うが、飯室さんが東京新
聞の論説委員であったときに声をかけ、
陪審裁判を考える会の夏合宿に熱海まで
来て講師として参加していただいたこと
がある。（「陪審裁判」13号を参照）

あの時は、極めて率直にお話しただ
き、しかも裁判所中枢におられた方であ
るにもかかわらず、意外にも、わが国に
陪審裁判を復活させることに必ずしも否
定的でないことに驚きを覚えたように記
憶している。そのようなこともあり、私
は陪審裁判を考える会の事務局として告
別式に参列し、お焼香させていただいた。
矢口さんに対しては、評価する人、評
価しない人がいることは承知している。
裁判官生活の三分の二を法廷でなく司法
行政に費やしたと、従って現行の司法
行政の立役者として見られざるを得ず、
その観点から批判をする人も多いように
思う。

合宿で、在職中に、欧米の陪審制度の
調査を行ったことに話が及んだときに
は、陪審制度はいずれ日本に復活させる
必要があると思うが、今はまだその時
期ではなく、十分に時間をかけて検討し
ていく必要があるとの見解を述べられた
ように思う。「十分に時間をかけて検討」
というのは、権力者側が常用する言い逃
れではないかと一瞬思ったものの、必ず
しもそうでもなさそうだと思わせる情熱
のようなものを感じた。

七一年、青年法律家協会の会員だった
熊本地・家裁判事補の再任拒否について、
当時人事局長であった矢口さんはどのよ
うに判断したのか。答えにくければ答え
なくてもよいというオプション付きでは
あったが、このようなちよつと戸惑う質
問に対しても、当時の状況としてはやむ
をえなかったという、言い訳に似た率直
な答があったからかもしれない。
あるいは、司法制度といえども究極的
には国民が決めることであるとの民主的
な考えや、非法律家による事実認定を否
定しないということから、凝り固まった
専門家とは異なる印象を受けたからかも

知れない。

それにしても、最高権力の座にあった
方の言うことであるから、素直に信じる
わけにはいかないという、あいまいな感
じで時が過ぎたが、裁判員制度の議論で、
裁判員と裁判官の数は、裁判員十一人に
対し裁判官は一人が良いという主張をさ
れたと聞き、やはり矢口さんは本当の人
物だったのだと感じ入った次第である。
あらためて、矢口さんのご冥福をお祈
り申し上げる。（たきた・せいき）

夏合宿報告 二日目個別報告

□庭山英雄（弁護士）

ポーネ著「裁判官の心証形成の心理学」
（北大路書房、二〇〇六年）について解説。
ドイツにおける心証形成理論の原点であ
り、よく引用されるが、その全容はよく
知られていない。わが国でも心証形成を、
もつと心理学者に研究してほしい。

日本司法支援センター（法テラス）発
足で所感。イギリスの当番弁護士制度を
紹介した。それからたった二年で全国に
制度が広がった。いかにわが国の問題が
深刻であったかということである。

（五面から）

(9) ジュリー・ナリフイケーション (jury nullification) の種類や著名なケースは、
Fukurai, Hiroshi & Richard Krooth,
2003. Race in the Jury Box, chapters 7
and 8. を参照。

(10) St. Patrick Four 裁判では、大多数の
陪審員の「有罪にあらず（無罪）」評決支
持で、結局は hung jury となっている。

(11) 檢察審査会の不起訴処分再調査以外
にも、公務員の不起訴処分に関して付審判
請求による手続きが残されているが、最終
判断は裁判官に委ねられおり、一般市民の
チェックが反映されないシステムとなっ
ている。当然のように付審判請求が認めら
れることはほとんどなく、例えば1976
年から1985年までの10年間でわずか
0.11%以下である。丸田隆「司法の国
民参加について：檢察審査会制度を中心
に」甲南大学、30（1990）を参照。

□滝田清暉（弁理士）

裁判は政治制度でもある。それを考え
ると、裁判員制度への国民の支持が低い
のは問題である。そこで民事裁判につい
ても考えてみたい。商標権裁判を経験し、
一般市民の視点から判断すべきことが多
いと考えた。著作権問題も同じで、常識
的な判断こそが重要なのではないか。そ
んな視点から、民事裁判においても、国
民の司法参加の必要性を考えている。

□黒沢香（東洋大学教授）

韓国での陪審制度の試験的導入につい
て、パワーポイントを用いて報告した。

(二面から)から裁判員の一人が「執行猶予のほうに被害者も気が楽」という発言をする。そういう議論こそ重要なのではないか。それこそ市民の感覚として大事だと思った。ところがそれだけで、すつと通り過ぎてしまったのは残念である。

もつとも、そこには危険な要素もあり、執行猶予でないほうがよいこともある。昔のことで詳細は忘れたが、難病の子どもを抱えた父親が、その子を殺したか死ぬのを見逃した事件で、裁判官は執行猶予にした。ところが知り合いの検察官は、

短い期間でよいから責任をとらせることで本人は気が楽になるという意見だった。その父親はまもなく自殺した。ずっと罪の意識に苦しめられたのだろう。本題に入るが、いま述べた市民の感覚というように視点がきちんと伝わっていないところに、参加意欲が低い理由があるのではないか。いろいろなことに参加意欲を高めようとしている。昨日はトヨタ自動車に裁判員休暇を作るという報道があったが、他の企業も同じようにできるか心配である。正規雇用でない人も増えている。国はもつと市民が参加しやすい制度になるよう努力すべきだ。

それよりもつと重要なのは、「市民の皆さん、助けてください」というメッセージが裁判所から発せられていないこと

だ。なぜ裁判員制度を実施するのか、なぜ市民が参加しなければならないのか。それが裁判所から明確に出ていない。大きな予算で広告代理店と契約し、全国でフォーラムを開き宣伝しているが、裁判所の姿勢に問題があるように思う。

夏合宿報告 公開学習会

「司法への市民参加をめぐる課題」

テロ事件裁判と陪審員の選任

ロバート・プレクト 弁護士

一九九三年二月二六日、N.Y市のワールド・トレード・センターで爆発があり、建物に大きな被害を与え、六人の死者が出た。全米の注目を集めた同事件で、主犯として起訴されたパレスチナ系被告人を弁護した。その時の陪審選任と、後の公判の様子を詳しく報告した。興味深いのは、現場で爆発したレンタカーを運転し、早朝に給油するため立ち寄ったと証言したスタンド従業員が、法廷でその人が分かるか聞かれ、被告人でなく陪審員六号を選んだことである。それにも関わらず、陪審評決は有罪になったという。

被告人・弁護人や陪審員への支援

福来寛 カリフォルニア大学教授

米国には、被告人や弁護人、それに陪審員を支援する制度や組織がたくさんある。裁判員制度における、同様のサポー

トの必要性・可能性について議論した。日本にもNational Jury Projectのような支援の組織・団体が必要と思われる。

知的所有権(著作権) 訴訟と民事陪審

松本肇 法曹大学理事長

経営する通信販売業のため作ったホームページが盗用された事件について、本人訴訟で訴えた損害賠償裁判の顛末を報告した。知財高裁で逆転勝訴したものの、地裁裁判官の判断への不信と、それに関し民事陪審の必要性について議論した。

陪審裁判を考える会 活動日誌

平成十八年一月〜十二月

十八年度前期 例会(連続講座学習会)

「裁判員制度と陪審制度」

東洋大学白山校舎5号館5501号教室

□五月一九日午後七時

ビデオ鑑賞「評議」(最高裁作成)

□六月十六日午後七時

映画「ニューオリンズ・トライアル」

□七月二一日午後七時

福来寛カリフォルニア大学教授

「米国から学ぶ、裁判員および被告人・弁護人への支援体制」

□公開シンポジウムと夏合宿

別に報告(三、七、八面)

「自由研究のネタ帳」を発行

十八年度後期 例会(連続講座学習会)

「市民による司法を考える」

東洋大学白山校舎3号館3204号教室

□十月二十日午後六時半

ロバート・プレクト弁護士

「米国陪審裁判からの教訓」

□十一月十七日午後六時半

関原勇弁護士

「巷談・陪審員と裁判員」

□十二月十五日午後六時

神谷説子さん(ジャパントイムズ)

「米国の陪審制度をささえるもの」

終了後に、会場近くで忘年会を開催

陪審裁判を考える会 会報18号

発行 陪審裁判を考える会事務局 滝田清暉
編集担当 黒沢 香、沢田美佐子

陪審裁判を考える会HP <http://www.baishin.com/>
メールマガジン 「市民による司法の改革」

講読申し込みはホームページ(上記)から

メーリングリスト jury@yahoogroups.jp

事務局住所 〒160-0021 新宿区歌舞伎町2-41-12

岡塾ビル7階 IP国際技術特許事務所内

電話 03-5273-7695

郵便振替口座00140-6-575080